

第 5 回 労務法制委員会

「ハラスメントと懲戒処分をめぐる問題」

「平成 28 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると、全国の都道府県労働局等に寄せられる民事上の個別労働紛争の相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が 70,917 件でトップとなっています。企業には、適切な就業環境を維持する義務があり、ハラスメントが発生した場合、適切かつ迅速な対応が求められます。本委員会では、従業員のハラスメントに対する懲戒処分について基本となる法律知識と実務対応のポイントを、判例を交えながら解説します。

開催日時等

日 時	平成 29 年 11 月 1 日 (水) 15:00~17:00	
場 所	千葉県経営者会館 4 階 407 千葉市中央区千葉港 4-3	
内 容	【内容】 1. ハラスメント申告を受けての初動 2. 懲戒処分を含めた具体的な処分の検討	
講 師	3. ハラスメントに係る裁判例 【講師】 リーガルプラス成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之 氏 (左) リーガルプラス千葉法律事務所 弁護士 谷口 彰 氏 (右)	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者 定員 70 名	
参加費	会員 無料	



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは、10 月 25 日(水)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 小山 TEL : 043-246-1158

E メール : koyamat@chibakeikyo.jp